

指定の取消しをしない旨の通知書

第 平成 年 月 号
平成 年 月 日

申請者 様

特定行政庁 印

別添の指定取消申請書及び添付図書に記載の事項について、下記の理由により建築基準法第52条の3第2項による指定の取消しをしないこととしましたので、通知します。
なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に建築審査会に対して審査請求をすることができます。

（理由）